陳　述　書

2023 年 1 月 24 日

東京地方裁判所　民事第５０部　合ろ係　御中

平成 27 年（ワ）第１３５６２号
福島被ばく損害賠償請求事件

福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場１１６番地
原告　井戸川克隆

現場を知る原告の言い分

主旨

「令和３年（受）第 342 号　原状回復等請求事件　令和４年６月１７日最高裁第二小法廷判決（以下「小法廷判決」という。）は、『主文１，２，３，４，５，６』について、いずれも棄却する」という判決について、双葉町民として受け入れがたい判決である。

「**本件原発事故は津波対策をしても防げなかった**」ために国に責任は無いと、多数意見をもって国の無罪を判示した。

しかし、小法廷判決の判示について、事故現場を抱える地元の元双葉町長として、事実に照らすと、被告国の無罪判決内容は、原子力発電所を抱える、双葉町の現場の実情から遠く乖離している。事後の言い訳の「**津波対策をしても事故は防げなかった**」ということは、物理的実在しない空論を作文して、証拠に基づかない不当な判示のためだと理解している。

原告第１３準備書面（その２）に、原告が現場の実情を仔細に主張している。

判決に欠けているのは、事故の中心を意図的にはぐらかしていると判断できる。

原告（双葉町長の任期において）には、あらゆる災害被害、妨害被害から双葉町並びに町民の生命、身体及び財産を保護する責任を定められていた。

この小法廷判決を認諾することということは、原告が災害対応の行き詰まりを指摘されて、町議会から不信任される理由が無かったということに繋がる。

その他、国に責任が無いとなれば、事故後の政府の法外な対応の見直しが必要になるだろう。

Ｉ－１　そもそも論

そもそも、被告らの原子力発電所の安全とは、事故は起こらないということを立地地域に言い続けてきたのだから、いかなる事故を起こしてはならないのである。

被告らが長年言い続けてきた言葉に、何があっても発電所は運転を「**止める**」、核燃料を「**冷やす**」、放射性物質を「**閉じ込める**」ので、放射能を外には出さないと原告（当時の双葉町長）や町民に語ってきたのだから、**公約**としてこれを

認諾してきた歴史的経緯がある。

上記の３条件を守れなかったのは、被告東京電力が**津波・地震ごとき**で壊れるような原発を造り、これを被告国が検査で合格させ、運転をさせて来た結果の因果応報である。

何人もこの事実を覆すことは、発電所を抱える双葉町への更なる加害であって、結果忌避や責任転嫁は決してできない。

双葉町には原子力行政上の規制義務が存在しないので、防護対策の不作為を問われることもなく、原告ら双葉町民は、事故による一切の苦役に苛まれることがあってはならない。

ただただ、東電との安全確保のために備えられた協定・協議・会議の実績・約束（まとめて「**公約**」と呼ぶ）の責任を果たすことを求めるのみである。

Ⅰ－２．双葉町の言い分

福島県双葉町

はじめに

本誌は、本町における原子力行政のあらましを紹介し、安全対策事業や広報事業などの内容についてご理解を深めていただくため作成（改訂）したものです。皆様のお役に立てれば幸いです。

平成 18 年３月

双葉町長　井戸川　克　隆

■原子力発電の安全対策

★基本的な考え方

原子力発電所の安全確保の基本は、人々に放射線による悪影響を及ぼさないことです。「管理責任の一元化」「多重防護の採用」「一般化された技術原則の採用」の３つを原則としています。

★原子力発電所の安全確保

①放射性物質を閉じ込める構造

５重の壁（ペレット、被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋）によって放射性物質を閉じ込める構造になっています。

放射能を閉じ込める５重の壁

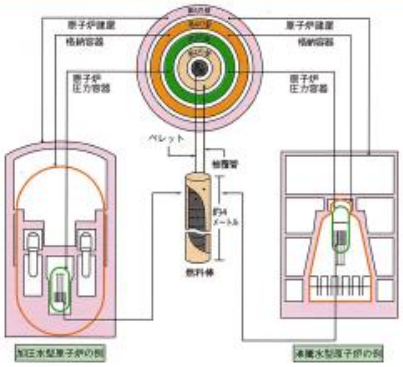

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006 年版）

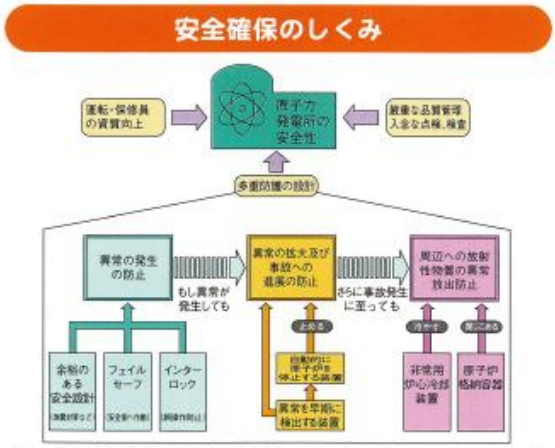

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

②多重防護

1　異常の発生を防止するための対策
　i 余裕のある安全設計
　ii 誤作動や誤操作によるトラブルの防止
2　事故への発展を防止するための対策
　i 異常を早く発見できる設計
　ii 原子炉を緊急に停止できる設計
　　～「止める」～
3　放射性物質の異常な放出を防止する対策
　　～「冷やす」「閉じ込める」～
　i 非常用炉心冷却装置（ＥＣＣＳ）
　ii 原子炉格納容器

★原子力発電所の地震対策

原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。

「敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること」が原子力発電所の耐震設計の目的です。

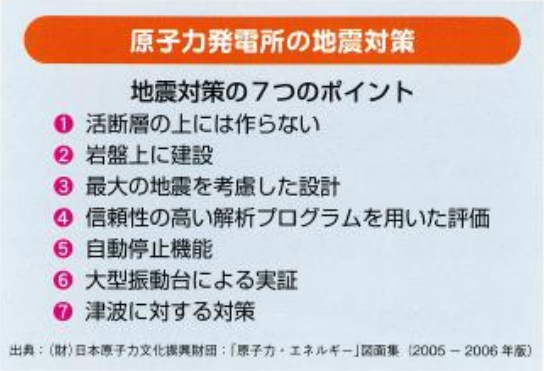

出典：(財)日本原子力文化振興財団：「原子力・エネルギー」図面集（2005－2006年版）

上記広報の出典は、㈶日本原子力文化振興財団資料であり、これを双葉町広報誌「エネルギーのまちふたば」に引用したものである。

この広報中には「原子力発電所の地震対策」の項において、「**原子力発電所は、いかなる地震でも事故を起こしたり放射性物質が環境に放出され安全性が損なわれることのないように建設されています。『敷地内で想定されるどんな地震力に対しても、原子炉を安全に停止し、冷やし、放射性物質を閉じ込める機能が十分に確保されるよう耐震性を持たせること』が原子力発電所の耐震設計の目的です。**」と記されていたことが分かる。

ここに記されている内容に被告らは異議がないはずである。この時の双葉町長は、現在の原告井戸川克隆であるので、他者を証人とする必要はないのである。

したがって、２０２２（令和４）年６月１７日最高裁第二小法廷判決は、現場の事実を反映しない不当な判決であることがここに証明される。

Ｉ－３．プルサーマル運転承認会議資料の問題について

保安院が福島第一原発３号機についてプルサーマル導入に伴う特別の安全評価をしていたが津波の評価が先送りされていたこと。「原告第１３準備書面（その２）第９　３２～３７頁参照」

１．本件事故直前で、この「公約」を示すのは、被告東電と被告国が提出した資料を審議するために平成２２年８月４日に開催された「平成２２年度第４回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会」において、福島県がプルサーマル実施受入れに係る技術的３条件についての国の確認結果と、福島県から示された「経済産業省への確認事項」に対する国の説明を聞き、議論を精査した上で、技術連絡会として審議経過等の取りまとめを行ったことです。審議の結果、プルサーマル実施受入れに関して特段の問題となる事項は無く、技術連絡会として「国、東京電力による技術的３条件に係る確認結果については、特に問題点は確認されず、国、東京電力は適切に対応したものと判断する。」とする結論をまとめたことが、当連絡会に出席した双葉町企画課長、原子力対策係長の復命書によって証明される。（説明資料１）

２．平成２２年度第４回福島県原子力発電所安全確保技術連絡会

日時　平成２２年８月４日（水）１１時００分～

場所　福島市中町７－１７　ふくしま中町会館７階　大会議室

会議次第・・・・・
配布資料一覧・・・
出席者名簿・・・・
（説明資料２）

○　Ⅳまとめ（２９頁）（説明資料３）

国、東京電力による技術的３条件に係る確認結果については、以下のとおり特に問題点は確認されず、国、東京電力は適切に対応したものと判断する。

１　３号機の耐震安全性

東京電力は、設計段階における評価、旧耐震指針に基づく評価に加えて、新耐震指針に基づく評価を実施し、具体的な根拠を示して主要施設の耐震安全性

が確保されていることを明らかにするとともに、耐震裕度向上や新潟県中越沖地震を踏まえた防災体制の強化に着実に取り組むなど、県民の安全を確保する上で、特に問題点は確認されず、適切に対応したものと判断する。

また、原子力安全・保安院は、東京電力による確認結果について、審議方針、審議のポイント等を明示し、専門家による審議等を踏まえて確認作業を実施した結果、妥当と評価しており、適切に対応したものと判断する。

２．　３号機の高経年化対策

東京電力は、MOX 燃料採用に伴う経年劣化の影響について評価を実施し、具体的な根拠を示して、機器等の健全性が確保されることを明らかにするとともに、日常の不適合管理に基づく経年劣化対策の不断の改善、協力企業も含めた人材育成・技術レベルの向上に着実に取り組むなど、県民の安全を確保する上で、特に問題点は確認されず、適切に対応したものと判断する。

また、原子力安全・保安院は、東京電力による確認結果について、審査経緯、審査基準等を明示し、専門機関による検討、専門家による審議等を踏まえて確認作業を実施した結果、妥当と評価しており、適切に対応したものと判断する。

３．　長期保管 MOX 燃料の健全性

―省略―

○　この時、国、東京電力から提示された「資料１－１福島第一原子力発電所３号機の耐震安全性について（主要な施設の耐震安全性評価）平成２２年８月原子力安全・保安院」（説明資料４）において・・・*スライド４*には、大きな地震があっても、発電所周辺に放射性物質の影響を及ばさない。安全上重要な「**止める**」、「**冷やす**」、「**閉じ込める**」機能が確保されるよう設計。*スライド６*には、原子力発電所の耐震安全性として、福島第一原子力発電所をはじめ全国の原子力発電所については、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（昭和５６年７月原子力安全委員会決定。いわゆる「旧耐震指針」）を踏まえ、耐震安全性評価を行うとともに、原子力発電所の設置許可後に生じた地震から得られる

科学的知見を踏まえ、耐震安全性についての確認を適宜行っており、原子力発電所の耐震安全性は十分確保されている。*スライド８*には、耐震設計審査指針の改訂に伴う対応が記されている。*スライド９*には、福島第一原子力発電所 3 号機の耐震安全性評価（中間評価）に係る対応が記されている。*スライド１１*には、3 号機の評価に用いる基準地震動 Ss の図表があり、いずれも柏崎刈羽原発の最大地震動が反映されていないことが解かる。*スライド１２*には、地震随伴事象に対する考慮（周辺斜面、**津波**）と記されている。*スライド１４*には、バックチェック結果の審議体制を明記されていて、地震・**津波** WG が記されているので、事故後に語っている「想定外」と言い逃れができない。*スライド１５*には、原子炉を「**止める**」、「**冷やす**」、放射性物質を「**閉じ込める**」に係る安全上重要な機能を有する次の主要な施設として図示されており、「**止める**」・制御棒（挿入性）、・炉心支持構造物。「**冷やす**」・残留熱除去系ポンプ。・残留熱除去系配管。「**閉じ込める**」・原子炉圧力容器、・主蒸気系配管、・原子炉格納容器、・原子炉建屋と、殊更に「**止める**」、「**冷やす**」、「**閉じ込める**」が、重要であるかを示している。*スライド１６*には、審議のポイントを示している。この審議が正確であれば、事故は起きなかった。*スライド２０*には、3 号機　耐震安全上重要な機器・配管系の評価結果が記されており、耐震安全性が確保されると、原子力安全・保安院は判断している。最後に、*スライド２８*には、福島第一原子力発電所 3 号機の耐震安全性・・・*以上のことから、原子力安全・保安院は、新耐震指針に照らした基準地震動に対しても、福島第一原子力発電所３号機の『止める』『冷やす』『閉じ込める』に係る安全上重要な機能を有する主要施設の耐震安全性が確保されると判断した。*と明記されていた。**従って、双葉町は安全であったはずである。**

○「資料１－２耐震設計審査指針の改定に伴う　東京電力株式会社　福島第一原子力発電所３号機　耐震安全性に係る評価について（主要な施設の耐震安全性評価）　平成２２年７月２６日　原子力安全・保安院　の４．まとめ（施設の耐震安全性評価の妥当性）（説明資料５）（２６頁）

４．まとめ（施設の耐震安全性評価の妥当性）

当院は、福島第一原子力発電所の基準地震動について合同Ａサブグループでの検討結果を、また、福島第一原子力発電所５号機の主要な施設の耐震安全性について構造Ａサブグループでの検討結果を踏まえ、平成２１年７月２１日、当院としての評価結果をとりまとめ公表している。

構造Ａサブグループでは、当院が既に評価を終えている福島第一原子力発電所５号機の主要な施設の耐震安全性と対照させて、福島第一原子力発電所３号機の主要な施設の評価結果に係る妥当性を検討した。

構造Ａサブグループにおける検討結果に基づく当院の評価は以下のとおりである。

（１）原子炉建屋の耐震安全性評価に用いられた地震応答解析モデル及び入力地震動の評価は妥当なものと判断した。また、基準地震動 Ss-1、Ss-2 及び Ss-3 による地震応答解析の結果、原子炉建屋の耐震壁のせん断ひずみの最大値は、評価基準値以内であることから、３号機の原子炉建屋は基準地震動 Ss に対しても耐震安全性が確保されるものと判断した。

（２）耐震安全上重要な機器・配管系の構造強度評価に用いられた地震応答解析手法、応力評価手法、床応答スペクトルの算定方法、水平・鉛直方向地震力の組合せ方法、減衰定数及び評価基準値、また、制御棒挿入性に関する評価に用いられた地震応答解析手法、減衰定数及び評価基準値は、それぞれ妥当なものと判断した。そして、機器・配管系の構造強度評価については、基準地震動 Ss-1, Ss-2 及び Ss-3 による地震力と地震以外の荷重を組み合わせて算定した評価部位の発生応力が、いずれも評価基準値以下であること、制御棒の挿入性に関する評価については、基準地震動 Ss-1、Ss-2 及び Ss-3 による燃料集合体の相対変位が、試験により挿入性が確認された相対変位以下であることから、３号機の主要な機器・配管系は基準地震動 Ss に対しても耐震安全性が確保されるものと判断した。

（３）以上のことから、東京電力の中間報告における３号機の主要な建物・構築物（原子炉建屋）及び機器・配管系は基準地震動 Ss に対しても耐震安全性が確保されるものと判断した。

上記枠内の（１）、（２）、（３）のいずれも「**耐震安全性が確保されるものと判断した。**」と原子力安全・保安院は明示している。しかし、原子力安全・保安院は２００２年から津波地震について協議していたことを発電所周辺自治体に隠し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所は事故を起こさないものと明記していた。

このように津波地震予測を隠しながら、「耐震安全性が確保されるものと判

断した。」と騙されたために、双葉町は津波地震に対する予防・防災対策の備えを欠いてしまった。

これは、原子力発電所周辺の地方公共団体を騙すという**犯罪**と考えている。

○　福島第一原子力発電所３号機の耐震安全性について「添付資料―１」

平成 22 年７月　東京電力株式会社　（説明資料６）

「目次

１．　はじめに

２．　中越沖地震時の観測データに基づく主要施設の概略評価

３．　新耐震指針に照らした耐震安全性評価の基本方針

４．　敷地周辺・敷地近傍・敷地の地質及び地質構造

５．　基準地震動Ｓｓの策定

６．　安全上重要な建物・構築物の耐震安全性評価

７．　安全上重要な機器・配管系の耐震安全性評価

８．　地震対策の取り組み

９．　まとめ」

「《２－１頁》

２．１　対象施設

*原子炉を『**止める**』、『**冷やす**』、放射性物質を『**閉じ込める**』に係る安全上重要な機能を有する以下の主要な施設を対象とする。*

① 原子炉圧力容器

② 炉心支持構造物

③ 残留熱除去系ポンプ

④ 残留熱除去系配管

⑤ 主蒸気系配管

⑥ 原子炉格納容器

⑦ 原子炉建屋

⑧ 制御棒（挿入性）

以上が柏崎刈羽原子力発電所原子炉建屋における観測地震動による福島第一原子力発電所 3 号機の主要施設の機能維持への影響を検討する。また、多度津工学試験所での耐震実証試験など、過去に実施された評価等から得られる知見も必要に応じて活用する。」

・「８．地震対策の取り組み

８．１　防災機能の強化

８．１．１　防災組織・体制の強化

原子力総合防災訓練の実施及び自衛消防隊による訓練が実施されていた。

８．１．２　防災設備の強化

８．２　耐震裕度向上の取り組み

変圧器基礎地盤の沈下対策、防油堤の油漏えい対策

斜面対策」

などの対策は当然のことで、本件事故防止対策には及んでいない。

反面、防護対策には欠かせない肝心の SBO 対策と、B.5.b 対策がおろそかにされていたことが、本件事故発生によって判明した。

・「９．まとめ

新耐震指針並びに最新知見に照らした各種調査・評価結果を踏まえ、『敷地ごとに震源を特定して策定する地震動』及び『震源を特定せず策定する地震動』を考慮して、基準地震動 Ss を策定した。

*中越沖地震において柏崎刈羽原子力発電所で観測された地震波データを用いた概略評価の結果、並びに基準地震動 Ss を用いて評価した結果、福島第一原子力発電所 3 号機の原子炉を『**止める**』、『**冷やす**』、放射性物質を『**閉じ込める**』に係る安全上重要な機能を有する主要な施設については、耐震安全性が確保されていることを確認した。」*

以上のようにこれらの文面を読むと、絶対原発事故は起きない・起こさないという内容になっている。双葉町に対して、被告東京電力は安全性を確保したと、プルサーマル導入説明会議で、太鼓判を押していながら、事実と違う策文で発電所周辺自治体を騙し、本件事故を招いたのであるから、重い過失責任があることは明確である。

Ⅱ．津波問題

１．　気にしなければならない新聞記事

行政ルートでこの予測図は、双葉町役場へは通知されていない。

下記の津波浸水予測図を見ると、浸水域が明示されていて１～４機の敷地には、ドライサイトコンセプトの考え方に該当していないことが証明されている。

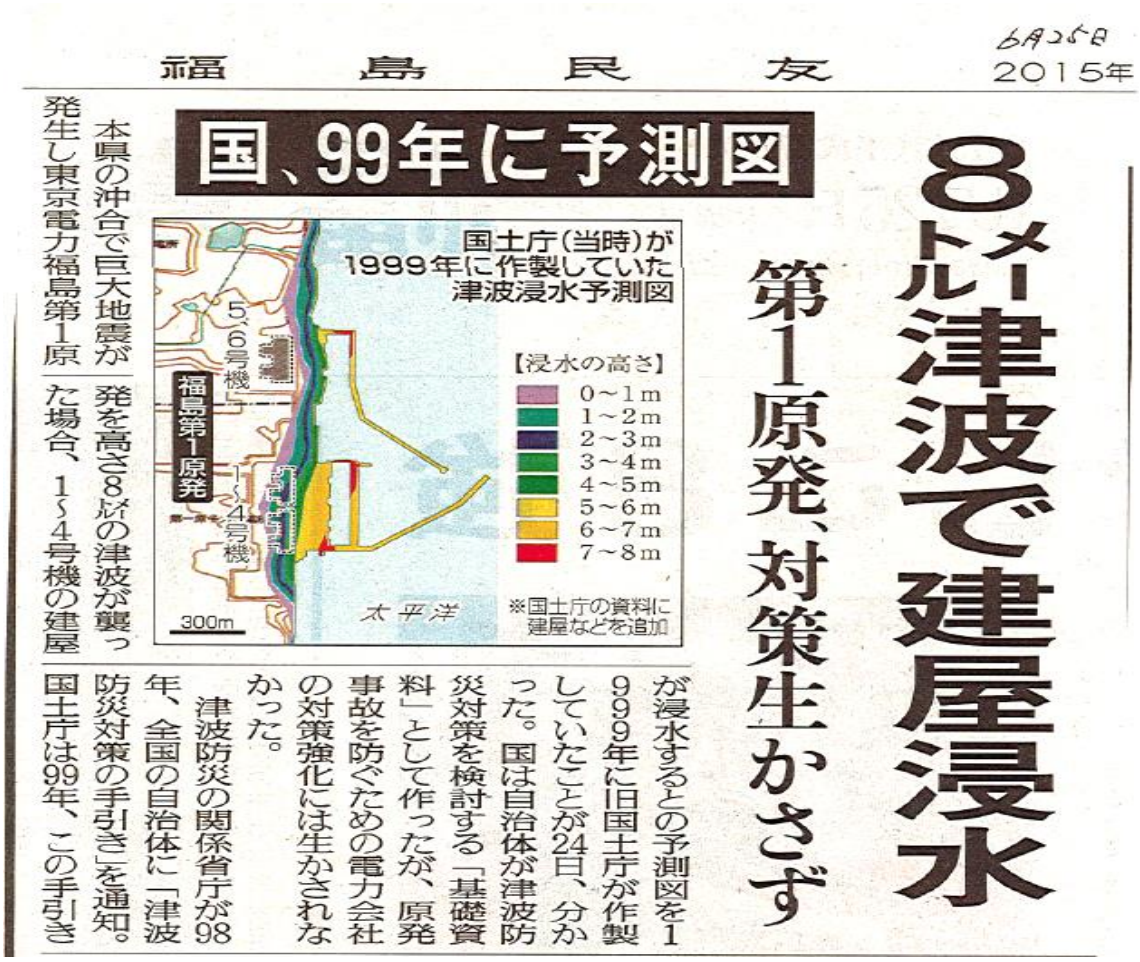

福島民友　6月25日　2015年

8メートル津波で建屋浸水

第1原発、対策生かさず

国、99年に予測図

本県の沖合で巨大地震が発生し東京電力福島第1原発を高さ8㍍の津波が襲った場合、1～4号機の建屋が浸水するとの予測図を1999年に旧国土庁が作製していたことが24日、分かった。国は自治体が津波防災対策を検討する「基礎資料」として作ったが、原発事故を防ぐための電力会社の対策強化には生かされなかった。

津波防災の関係省庁が98年、全国の自治体に「津波防災対策の手引き」を通知。国土庁は99年、この手引き

国土庁（当時）が1999年に作製していた津波浸水予測図

【浸水の高さ】
0～1m
1～2m
2～3m
3～4m
4～5m
5～6m
6～7m
7～8m

5、6号機
福島第1原発
1～4号機
300m
太平洋
※国土庁の資料に建屋などを追加

想定外ではなかった

「原発と大津波」の著者でサイエンスライターの添田孝史さんの話　津波で浸水被害が出ることが想定外ではなかったことが明白になった。内閣府は「雑な推計だった」と言うが、5、6号機は浸水を免れるなど東日本大震災での被害傾向とも合致するのっとった試算方法を用いて、各地の津波浸水予測図を作製した。「津波による浸水域をあらかじめ把握しておくこと」を目的に掲げていた。

本県沿岸の予測図では8㍍の津波が来た場合、第1原発1～4号機の建屋周辺まで津波が到達し、海側のタービン建屋周辺で4～5㍍、山側の原子炉建屋周辺でも0～1㍍浸水する状況が示されていた。

現在、防災対策を所管する内閣府の担当者は「当時の推計では沿岸部の詳細な地形や高低差を加味できず、予測図の通りに浸水するわけではない。自治体に防災対策の基礎資料にしてもらう意図だった」と説明。予測図は県に提供されたが「その後どのように活用されたかは把握していない」としている。

2011年3月11日の東日本大震災では、第1原発を推定約13㍍の津波が襲い、1～4号機の建屋や地下にあった非常用発電機などが浸水。全電源を失って核燃料の冷却が長時間できず、過酷事故へとつながった。

県は扱い把握せず

16年前に作製された国土庁の津波浸水予測図について、県は現時点でその後の取り扱いなどを把握しておらずコメントを控えた。

２． 双葉町津波避難計画策定（説明資料７）

この基礎調査は、双葉町が知らない間に、資源エネルギー庁から財団法人　電源地域振興センターが請け負い、双葉町の津波地震発生時の避難の際に活用するための基礎調査を行った報告書である。

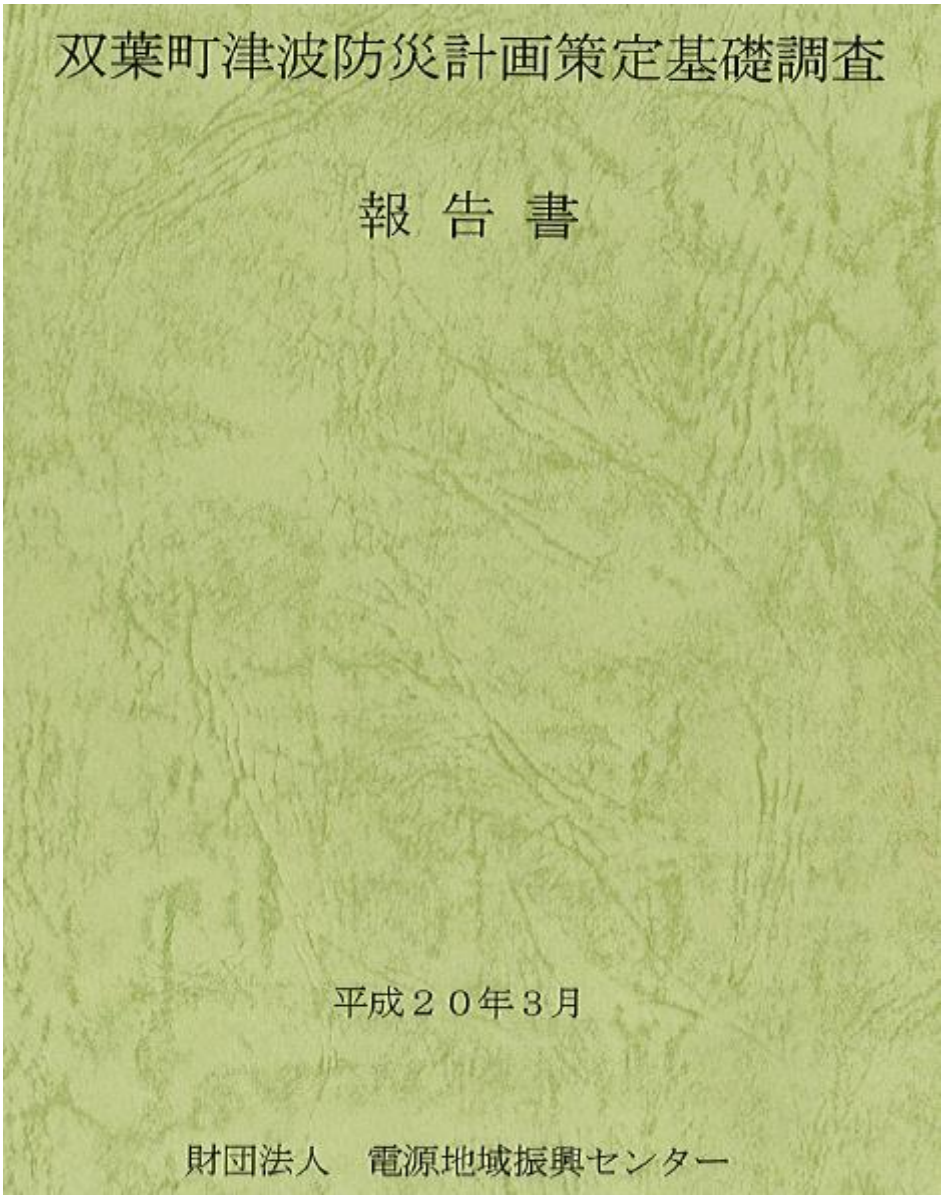

しかし、２０１１年３月１１日の東日本大震災では、想定規模より巨大であったためと、政府災害対策本部が機能しなかったために、本資料は役に立たなかった。

以下、枠内に記した文章は、本書から要点を抜き出したものである。

はじめに

本報告書は、平成１９年度電源地域振興指導事業(中央事業)振興計画策定調査の一環として財団法人電源地域振興センターが経済産業省資源エネルギー庁の委託を受けて実施した「双葉町津波防災計画策定基礎調査」に係る諸成果をとりまとめたものです。

東北地方太平洋側では、古来津波災害が多く発生しており、明治２９（1896）年には明治三陸津波により岩手県と宮城県を中心に約22,000人の犠牲者をもたらしました。

福島県沿岸における津波被害は比較的少ないですが、昭和３５（1960）年のチリ地震では県内で死者が発生しています。また、地震調査研究推進本部の長期評価によると、今後も東北地方沖で巨大な地震が発生する確率は高く、津波防災への取組みは緊急を要しています。

本調査の対象地域である双葉町は、平成１７年に国から「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」として指定されるとともに、福島県により「津波避難計画を策定する必要がある市町」として指定されています。

また、平成１９年には、福島県による「津波浸水想定区域図・津波被害想定」の公表により、初めて詳細な津波浸水想定区域が明らかになったため、沿岸地域住民の防災意識啓発を行うとともに、円滑な避難を促進するための仕組みづくりが急務となっています。

ここで、注目しなければならないのは、経済産業省資源エネルギー庁の委託事業が、地震調査研究推進本部がいう長期評価を表示しているが報告内容には、具体的な表示がない。

ということは、電源地域振興センターは虚偽文書作成し、双葉町はこれを製本し甘受したことになり、町民に対し「ウソ」を示したことになる。

そのため、沿岸地域住民に津波浸水想定区域を周知するためのハザードマップの作成を行い、津波による災害から住民の生命・財産を守るための津波避難計画を策定し、これを実効性のあるものにするために、地域住民、関係者によるワークショップを含めた調査が求められています。

本調査では、既存の津波浸水想定結果を活用し、双葉町における「津波災害のリスク分析」を行い、「自助」・「共助」に役立つ「津波ハザードマップ（案）」と「公助」の指針となる「津波避難計画(案)」の作成を行いました。

最後に、本調査にご協力いただき、貴重なご意見を賜った多くの皆さまに深く感謝の意を表すとともに、本調査の成果が今後の双葉町の津波防災に役立つことを願う次第であります。

平成２０年３月

財団法人　電源地域振興センター

Ⅰ．調査目的

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている双葉町は、福島県により「津波避難計画を策定する必要がある市町」として指定されており、「福島県沿岸市町津波避難計画の策定の手引き」による「津波避難計画(案)」を作成する必要がある。

本調査では双葉町における「津波災害のリスク分析」を行い、地震及び津波による災害から住民の生命・財産を守るための実効性の高い計画案を作成するために、地域住民及び関係者によるワークショップを実施し、「減災」につながる「津波ハザードマップ(案)」を作成した。

なお、対象地区は中浜地区、中野地区及び郡山地区の３地区とし、以下の手順で実施した。

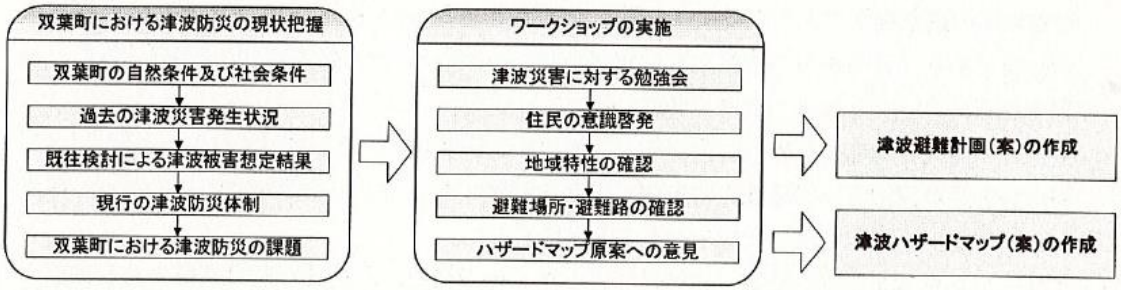

図Ⅰ.1-1　調査手順

Ⅱ．調査結果

1. 双葉町における津波防災の現状把握

- 「双葉町地域防災計画」及び「双葉町災害史」には、津波災害による被害記録はない。
- 福島県の「津波浸水想定区域図・津波被害想定」によると、福島県沖地震で最大の被害が想定されているが、広範囲には及ばない結果となっている。
- 地震発生から津波影響（潮位が 20cm 以上の変化）開始時間は、福島県沖地震の場合で最も早く 23 分となっている。また、海岸付近だけでなく陸地まで影響をもたらす第 1 波ピーク津波が到達するまでも、福島県沖地震が 45 分と早い。
- 昭和 62 年の福島県沖群発地震の際には、地震予知連絡会によって、「M8 のような地震が今後起こるようなことは多分ないであろうが、M7 程度の地震が発生しないとはいえない。津波は、1m に近いものがあるかも知れないので、特に夏に向かって海水浴等の盛んな所には、津波の知識を徹底させるべきである。」旨の説明報告が行なわれている。

上記の内容は、長期評価には触れていない。

Ⅰ．本調査の目的と手法

1. 調査目的

(1) 調査の背景

明治 29（1896）年の明治三陸地震では約 22,000 人の犠牲者が発生するなど、日本海溝・千島海溝周辺ではマグニチュード７や８クラスの大規模地震に伴う津波により被害が発生している。

日本海溝・千島海溝周辺で発生する地震は、プレート境界やプレート内部で発生するもの、揺れは小さいが大きな津波が発生するものなど、様々な形態が想定されており、約 40 年間隔で繰り返し発生する宮城県沖地震等については特に切迫性が指摘されている。

また、平成 15 年５月の宮城県沖地震、７月の宮城県北部地震、平成 17 年７月の新潟中越沖地震のように近年の地震活動の活発化を受け、地震防災対策の強化が求められている。

ここで、津波対策の切迫性と地震防災対策の強化が求められていた。

(2) 調査の必要性

平成17年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法」、同法施行令及び同法施行規則が施行となり、内閣総理大臣から中央防災会議に対して「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」（以下、「推進地域」と言う）の指定について諮問が行われた。

同年、「推進地域」として５道県130市町村が指定され、福島県では沿岸の全市町（いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、相馬郡新地町）が指定された。

これを受けて福島県では平成 17 年に「福島県沿岸市町津波避難計画の策定の手引き」を作成し、県内の沿岸全市町を「津波避難計画を策定する必要がある市町」として指定している。

双葉町では平成 18 年に地域防災計画の見直しを実施しているが、福島県が作成した「津波浸水想定区域図・津波被害想定（平成19年）」の公表により、初めて詳細な津波浸水想定区域が明らかになったため、沿岸地域住民の防災意識啓発を行うとともに、円滑な避難を促進するための仕組みづくりが急務となっている。

そのため、沿岸地域住民に津波浸水想定区域を周知するためのハザードマップの作成を行い、津波による災害から住民の生命・財産を守るための津波避難計画を策定し、これを実効性のあるものにするために、地域住民、関係者によるワークショップを含めた調査が求められている。

(3) 調査の目的

本調査では双葉町における「津波災害のリスク」を十分把握し、「自助」及び「共助」に役立つ「津波ハザードマップ(案)」、「公助」の指針となる「津波避難計画(案)」を作成し、円滑な警戒避難体制の整備を図るための基礎資料を作成することを目的とする。

なお、「津波ハザードマップ(案)」を作成するに際し、地域住民及び関係者によるワークショップにおける意見を反映し、地域防災力の向上を目指すものとする。

2. 過去の津波災害発生状況

(1) 双葉町における津波災害発生状況

双葉町における過去の津波災害発生状況について、「双葉町地域防災計画（平成18年修正）」及び「双葉町災害史」による文献調査を実施したが、被害記録は報告されてない。

また、昭和62年の福島県沖地震の際には、地震予知連絡会は、「M8のような地震が今後起こるようなことは多分ないであろうが、M7程度の地震が発生しないとはいえない。津波は、1mに近いものがあるかも知れないので、特に夏に向かって海水浴等の盛んな所には、津波の知識を徹底させるべきである。」旨の説明報告を実施している。

本件事故前には「双葉町災害史」を、うかつにも読んでいなかったが、上記２．（１）のアンダーライン部が記載されているのか確認するために、事故後に役場に求めた「双葉町災害史」を読んでみると、１頁に　５　貞観十一年（８６９年）大地震、家倒れ、人畜圧死、**大津波**と記されているが、本書には被害記録は報告されていないと虚偽記載されている。

(2) 福島県沿岸における津波災害発生状況

過去 100 年間で福島県内に死者をもたらした津波は、チリ津波（昭和 35 年）であり、この津波災害では双葉町から南へ 10km ほど離れた富岡町において死者が発生している。

また、最近では平成 15 年十勝沖地震によって小名浜で 18cm の津波を観測しており、このような被害記録はない小規模な津波は、昭和 52 年から平成 19 年までの過去 30 年間において、18 回観測されており、そのうち８回が遠地地震による津波によるものである。

福島県に津波被害をもたらしたとされる津波災害について、①津波高さが 2m 以上と推定されている、②津波高さ 1m 以上が観測されている、③津波による被害記録がある、のいずれかに該当するものを対象に表Ⅱ．2-1 にとりまとめた。

表Ⅱ.2-1　既往災害一覧

災害名称	発生年	津波高さ（推定含む）	津波被害状況
慶長三陸地震	慶長 16（1611）年	4m程度	津波による被害記録なし
延宝房総沖地震	延宝 5（1677）年	4m程度	死者 100 名程度
元禄地震	元禄 16（1703）年	2m程度	津波による被害記録なし
寛政宮城県沖地震	寛政 5（1793）年	3m程度	津波による被害記録なし
福島県沖地震	明治 4（1871）年	不明	14 人溺死
昭和三陸地震	昭和 8（1933）年	1.2m	漁船流出５隻、床下浸水５棟 堤防 40 間（約 70m）決壊
福島県沖地震	昭和 13（1938）年	1.1m	津波による被害の記録なし
カムチャツカ半島沖地震	昭和 27（1952）年	2.0m	床下浸水１棟
チリ地震	昭和 35（1960）年	3.4m	死者４名、負傷者２名、家屋浸水 65 棟、 畑冠水５ha、堤防決壊２か所 山崩れ１か所、船舶流出４隻

※資料：「福島県地域防災計画（平成 18 年修正）」、「自然災害データベース」（福島地方気象台 小名浜測候所）
「日本の地震活動」（地震調査研究会）、「理科年表 平成 20 年版」、「新編 日本被害地震総覧 増補改訂版」
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告書」

表Ⅱ.２－１　既往災害一覧に、明治三陸地震の記載がないことは、悪質な作為が感じられる。

本表に記載のない明治三陸地震津波は、１８９６年６月１５日に発生し、マグニチュード 8.2―8.5 の巨大地震と３８.2ｍの大津波が発生していた。普通に考えれば、これを見逃すことはあり得ないので、何かの意図が働いた可能性は高い。

(2) 福島県による津波防災体制

福島県と国土交通省郡山国道事務所が協力して、防災情報を住民向けに発信する「メール通知サービス」を行っており、登録者に対して無料で気象警報や地震速報などをメールで配信している。

上記（２）のメール通知サービスについては、本件事故発生時にどこからも通知された記憶がない。

(3) 双葉町における津波情報の伝達経路

福島県内の津波予報・地震情報等は以下経路により、双葉町を経由し、地域住民に伝達される。

① 福島地方気象台等から、福島県県民安全領域（県庁防災行政無線統制室）に伝達され、県防災行政無線（総合情報通信ネットワーク）により双葉町に情報が伝達される。

② 双葉町に伝達された情報は、沿岸地域住民や観光客等に防災行政無線及び戸別受信機等により速やかに伝達される。

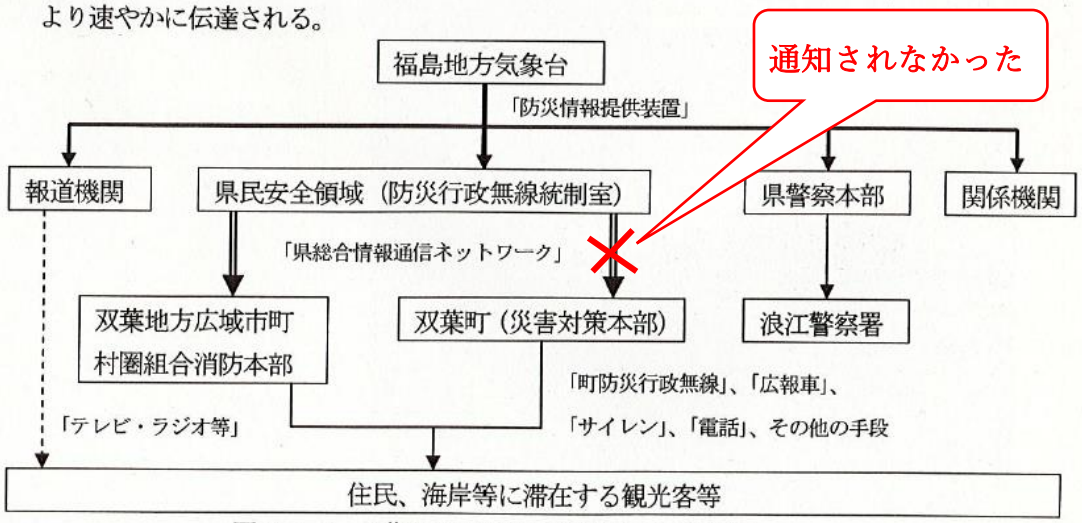

図Ⅱ.4-2　双葉町における防災情報の伝達経路

Ⅵ. まとめ

本調査では、平成 18 年に福島県及び双葉町で修正した地域防災計画の内容を踏まえ、県の津波被害想定結果を活用し、双葉町の津波防災計画の基礎資料となる「津波ハザードマップ(案)」及び「双葉町津波避難計画(案)」を作成した。

電源地域振興センターが作った「双葉町津波避難計画（案）」は、推進本部の長期評価を防災対策の対象とせず、「双葉町災害史」掲載の貞観津波による双葉町の災害状況も検討していないなど実情にそぐわず、まったく使うことは出来ないものであった。長期評価の予測した津波地震が発生して本件事故が起きたという結果から判断すると、**策文**（原告の造語：ある意図に基づき相手を惑わ

せる目的に使う文章を策文と呼んでいる。）ではなかったのかと理解している。

３．福島第一原子力発電所防波堤（消波提）の履歴

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地は大熊町と双葉町にまたがっている。大熊町にある１号機から４号機並びに関連施設の地盤高はOP＋１０ｍ上に建設されていたので、地震及び津波によって原子力発電所は大破した。

１号機の建設工事開始　昭和42年9月

上記写真は、「たびたち」福島第一原子力発電所のあゆみより引用
１号機の基礎工事状況：海水面より基礎部が低いことが目視できる。

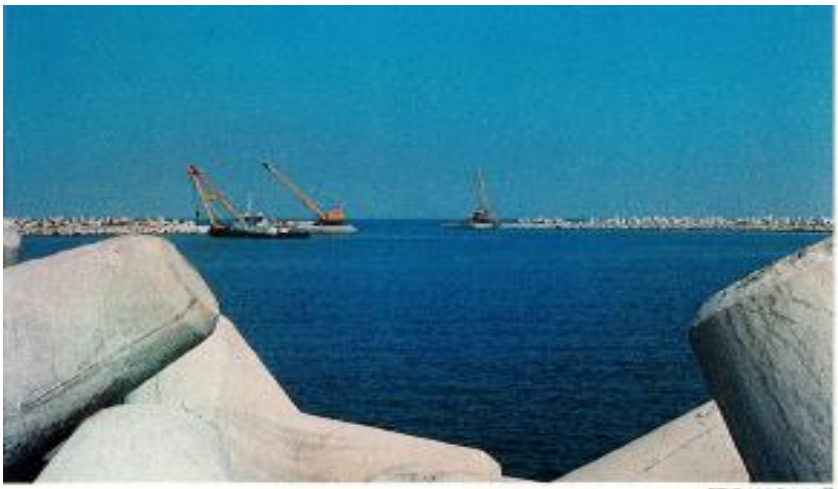

昭和44年４月

上記写真は、防波堤築造中のもの、手前には使用されるテトラポットが映っている。

昭和44年7月

上記写真は、手前に築造中の１～４号放水口、奥に、防波堤の粗々な姿が映っている。この写真からは、どこがドライサイトかウエットサイトなのか区別がつかない。

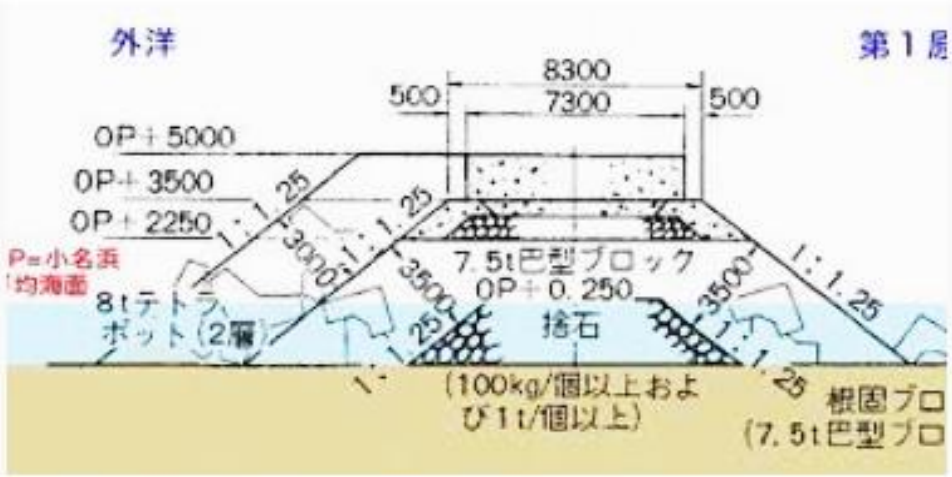

第１原発港湾の防波堤は、魚のすり抜けが可能です。 - Togetter

＜上図は、インターネットから引用したもの＞

防波堤の断面構造を示すのもので、外洋と港湾内の間には仕切り壁がなく、捨石、巴型ブロック、テトラポット及び天端にコンクリートで舗装された構造が示されている。また、海底には、基礎がなく、捨石とコンクリ

ートブロック及びコンクリート舗装等の重量で、外洋の波力を抑えるという、砂上の楼閣と言うべき構造であることが示されている。

この構造から分かることは、福島第一原子力発電所には、当初から「**防潮堤**」が存在していないということである。

ドライサイトコンセプトによれば、推進本部の長期評価への対応として、敷地への浸水を防ぐための防潮堤が不可欠であったが、存在していなかった。

原告は、「**ドライサイトコンセプト**」という言葉を裁判で知る前に、知らされることもなく、様々な文献等でこの文字を見たこともなかった。

4．津波問題

> (7) 本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策の在り方
>
> 本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、安全設備等が設置される原子炉施設の敷地を想定される津波の水位より高い場所とすること等によって上記敷地が浸水することを防ぐという考え方を基本とするものであり、津波により上記敷地が浸水することが想定される場合には、防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた。

上記６頁（７）に、令和３年（受）第３４２号損害賠償請求事件令和４年６月17日第二小法廷判決文に防潮堤、防波堤の構造物（以下「防潮堤等」という。）と記されているが、東京電力福島第一原子力発電所構内には、**防潮堤**は存在していないので、防潮堤という紛らわしい表現は削除すべきである。

原告（双葉町）には、裁判を通して知った言葉のドライサイトコンセプトと言われても、福島第一原子力発電所の現場には合致しないので、ドライサイトコンセプトと言う意味を現場で確認することができない。

原告の双葉町長就任前及び在任中一度も「ドライサイト」とか「コンセプト」という報告文書並びに報告資料を被告らから提示されて、説明を受けた記憶がない。ドライサイトコンセプトの考慮・設計図は、全く伝えられていないので、これも策文ではないのか理解している。

これを受けて、平成１７年経済産業省令第６８号による改正前の発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令４条１項は、原子炉施設等が津波等により損傷を受けるおそれがある場合は、防護施設の設置等の適切な措置を講じなければならない旨規定し、上記改正後の同項は、原子炉施設等が想定される津波等の自然現象により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置等の適切な措置を講じなければならない旨規定する。

同６頁に、～防護措置等の適切な措置を講じなければならない旨規定されている事が記されている。従って、東電設計報告や平成 20 年９月に第一原子力発電所第二応接室で行われた秘密会議録を見ると、**津波対策は不可避**と必要性を結論付けされていたが、経営者らの判断で必要性は止められた。

双葉町等と東電で結んでいた「略称：安全確保協定」に従えば、これらの行為は、当然、双葉町に報告されなければならなかった事案である。

これらの報告が双葉町に提出されていれば、双葉町及び双葉町民の安全確保のために、津波対策が完了するまで**当然に発電所の運転を止めていた**。

上記の規定違反及び安全確保協定違反によって本件事故に発展したことは、被告東京電力及び被告国の不作為が、双葉町への裏切り、そして加害行為を行ったことになる。

この裏切りと加害行為に対して原告は決して許すことはできない。

OP＋１３ｍ上の地盤上に双葉町側にある５号機と６号機が建設されており、この二つの発電所は地震・津波の被害は軽微で原型を留めていることを、当判決に語られていなければならないが、大事な事項を比較・考慮しない判決に信ぴょう性は感じられない。

原告は、双葉町長就任前に、度々、１～４号 PP ゲート内（放射線管理区域内）と５～６PP ゲート内（放射線管理区域内）に入り、建屋内の A 区域内の給排水等の修理を行っていたので、港湾の構造、配置を以前から知っていた。

更に、福島県の水産種苗研究所並びに栽培漁業センターの海水取水施設及び

送水、蓄養施設全体の工事、修繕、維持管理等全般の業務を委託されていた関係で、２４時間３６５日保守・管理に関わっていた。この施設の断水の限界時間は４時間以内とされていたので、夜間、休日の区別がなく、警報が鳴ればすぐ取水現場に駆けつけて、修復しなければならなかった。自然海水ポンプがある場所は、４号機の東側の海岸線から沖に伸びた南消波堤上に有るために、海水ポンプが止まると、運転再開のためにポンプ室まで消波提の脇を歩いていた。

台風の時などは、ポンプ室にたどり着く前に、頭上で弧を描きながら飛ぶ波の下を歩き、自然海水ポンプ室に行ったことがある。自然海水ポンプ室は波打ち際から２００ｍくらい沖に有るので、消波堤の外側は完全に外海で、漁船が操業できるくらいの深さは有った。

このポンプ室のある場所は、消波堤の内側にあり、波が高い時などは捨て石の隙間から海水が出たり、沈んだりしていて、海水を遮る防潮堤（壁）ではなかった。

数多ある裁判で、原発事故を津波主犯説にしているが、福島第一原発に、津波を遮るドライサイトコンセプトを達成できる「**防潮壁**」が無かったことが、事故を誘発させたのである。単純に津波と防潮堤等と語っているが、第一原発の消波堤の構造を知らない者が想像の世界を語っている。

福島第一原発の南堤は、海底に捨て石を敷き、その上にテトラポットを並べ、更に捨て石を並べて固め、天端をコンクリートで平坦にしたものと理解している。

これは、自然海水ポンプ室の脇の消波堤の断面構造で確認していた。海が荒れると、捨て石の隙間から波が出たり、入ったりしていたのをこの目で確認している。

従って、第一原発が津波に耐えられなかったのは、スカスカの置き石を並べた消波堤なので、壁の役目を果たさず寄せ波、引き波にも壊れることもなく、現在まで原型を留めている姿が、防潮堤の役目を果たしていない実態を証明している。

ドライサイトコンセプトという策文（原告の造語：ある目的をもって事実を隠すために用いる文を言う。）で、仮想の説を建てて被告国の責任逃れをほう助するために、判決文に使われているが、現場を知らない者がいう、物の原理に反する判示に過ぎない。

５．令和４年６月１７日「第二小法廷判決」について

第二小法廷判決は、　第１の２（７）において、「津波により上記敷地が浸水することが想定される場合には、防潮堤、防波堤等の構造物（以下「防潮堤等」という。）を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することが対策の基本とされていた。」としている。そして、菅野裁判官の補足意見において「敷地の高さや防潮堤、防波堤等により敷地の浸水を許さないという考え方（いわゆるドライサイトコンセプト)」とドライサイトコンセプトの意味を示している。要するに、判決は、実在しないドライサイトコンセプトを実在すると断じたのである。

これは、事実を曲解させ、直接現場を知らない国民を惑わせる不当な判決である。従って、原告井戸川克隆は原発で町、町民の自治、生業、歴史と文化の継承等を壊し、内心の自由を失意させた被害を、上記のような判決により、更に深く事故を憎む心象を増大させたことに、強い怒りをここに証言する。

結語

当、「小法廷判決」から判断すると、福島第一原子力発電所の事故では、被害者がいるが、加害者が不存在ということになり、だれにも責任が科されないということになる。

ということは、本件事故は既存法を滅失させ加害者がいない状態になり、全ての既存法は使えなくなり、当然に原賠法、後付けの原子力損害賠償支援機構法など作ることもできず、事故対処費用の臨時増税に付き合わされることがなく、２０ミリシーベルトという帰還基準も、法治されない。このため、原子力ムラと言われている原子力推進機関も不要とならなければならない。法外で無

効力なのだから仕方がない。

この当然に付け加えると、無法状態で事故後に作られた様々な法律も無効としなければならない。

原子力関係法が滅失された状態になるということは、原子力行政は紐のない風船のようになり、誰も規制に責任を持たなくなると解することができる。

又、国民の意思が及ばない、この最高裁判決によって国民に義務と苦役を求めることはできない。

このような状態にした当判決によって、より一層、日本社会の秩序の崩壊が進み、大きな混乱が予想される。

当判決を**悪いとする**国民の数と、**良いとする**国民の割合は定かではないが、原告が本年 1 月 21 日、福島に帰ったとき、県民に当判決について尋ねると、ほとんどの人が、全く在り得ない誤った判決だと応えている。

そして裁判所を信頼すると応える県民に出会うことは無かった、これは由々しき事態で、裁判に正義を信頼しないことは、司法行政への信頼の失墜を意味している。

○　ここで第二小法廷判決の補足意見に対する反論をすると

被告東京電力が、「止める」「冷やす」「閉じ込める」という公約を守れず、発電所周辺から遠く関東、東北一円を放射性物質で汚染させたことが、多くの損害賠償請求裁判の主旨で、それにより発生させた被害・損害の回復を提訴した原告たちが求めている。

規制義務当事者の被告国がこれに蓋をすることは絶対叶わず、自然法に逆らい、訴追した国民の私権を奪い、内心の自由を滅失させることになり、更に被害を倍加すると危惧させる判示である。

原告の内心の自由を尊重すれば、多数決をもって上告人を無罪とすることには無理がある。

少数とされた三浦守裁判官の反対意見は、上告人らの実情を相当深く論じられており、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の正確な歴史的経

緯と証拠から多くの真理を導いており、原告井戸川克隆がかねてから主張していることに差異は感じられない。

一方、菅野博之裁判官らの多数意見を見ると、本件事故後に考えられた本件事故の責任を否定するために「**空理・空論**」を重ね、確たる証拠のない策文をもって、国民に責任を受忍させるための多数意見としている。この多数意見には、かつて双葉町を管轄していた原告井戸川克隆が同調できる事由は何も見当たらず、本件事故前に「**本件事故は避けられなかった**」という多数意見を聞けば、安全確保協定に基づき、原子力発電所の運転を止めていたので「**事故は防げた**」ことに確実に導いている。

したがって当判決について、事故現場を抱える発電所周辺自治体にとって、多数意見を違法と判断する。

長期評価に関わる相当の情報を、原告（当時の双葉町長）に隠した当裁判の上告人たちは、その隠蔽に依拠する本件事故を招いた当人であるのに、何ら罪に当たらないという理由は、かつて JCO 臨界事故で企業には罰金、責任ある社員には禁錮刑が科されていることに当てはめると、事故の大きさは日本全体におよび、地上並びに海域を汚染させ、人体に放射能を浴びせた行為等、傷害事件である本件事故当事者らが、無罪というあり得ない判決は認諾できない。

終わり